

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成29年2月3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成29年2月3日 (金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	欠
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 10 番 中島 弘美 委員 11 番 原武 学 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地の買受適格証明願	2 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 28 年度第 9 号 農用地利用集積計画（案）の決定案件	42 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う 農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	8 件

- **事務局長** 皆さん、こんにちは。只今より平成29年2月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

会長 皆さん、あらためましてこんにちは。昨日まで非常に暖かい日和だったんですけど、今日からえらく冷えてきたようでございます。体調には十分に注意していただきたいと思います。それでは、只今より2月の定例総会を始めたいと思います。

事務局長 それでは本日の出席委員さんですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、第2、議事録署名委員の指名を行います。

10 番中島委員さん、11 番原武委員さん、議事録署名委員をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 1 件、第2号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 1 件、第3号議案 農地の買受適格証明願 2 件、第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度第9号農用地利用集積計画(案)の決定案件42件、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件 1 件、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 8 件、以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入っていきたいと思います。農地法第3条の説明を求めます。

事務局長 1 ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請でございます。整理番号3-1を朗読

所有権移転に関する農地法第3条第2項各号の判断については2ページの調査書のとおりで、第2項第1号～6号は該当はしない。3項は該当するとなりますので、3項の内容を朗読。該当するとなりますので、条件は満しています。

申請地ですが、位置図は3ページと4ページの図面をご覧いただきたいと思います。

大塚ヶ里地区の田手川の東のそばやまことの隣と、4ページの図面のふと線で、囲ってあるところが今回の申請地です。5～6ページの字図はふと線で囲ってあるところが申請地で、1244 番地、1302 番地-1、1302 番地-2 です。

地区的には大塚ヶ里地区です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 先日譲受人の〇〇さんがいらっしゃって、今回の田んぼを買いたいので何卒ご審議のほどよろしくお願いします。とのことでした。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **議長** それでは、第 2 号議案の 5－1 の説明をお願いします。

事務局長 7 ページをごらんください。農地法第 5 条の規定に基づく許可申請でございます。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の案件 5－1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 49 年 3 月 30 日）

ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、第 3 種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である条件付き分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが、困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、8 ページは位置図で、県道佐賀川久保鳥栖線の南側の閉店したガソリンスタンドの西側で、地区は下三津東地区です。図面中央左の斜線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。

9 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある 452 番地、453-1 番地、458 番地のところが、申請地となっています。10 ページは土地利用計画図です。図面下側の 2 区画は南側に住居、北側に自家用駐車場が配置され、敷地の雨水排水は、敷地南東の道路沿いの側溝に流入予定です。上水は北東の道路の上水管から敷地北側を通じて配水です。下水も敷地北東側から、東の町道の下水管に流入です。

図面中央右側の 1 区画は東側に住居、西側に自家用駐車場が配置となっていますが、敷地の雨水排水は、南西側の道路沿いの側溝に流入です。

上水は北西の道路の上水管から敷地北側に配水です。下水も敷地北西側から、西側の道路の下水管に流入です。

図面上の造成計画断面図ですが、左の A-A` 断面では、11 ページは現状写真で、左上が北から、右上が南から、左下が東から、右下が西から対する分です。

の北側の東西断面で、造成計画は、切り土を 60 c m ほど行ない北、西、南側の境界はコンクリートブロック高さ 40 c m の計画です。

B-B` 断面では、東側造成地の中央の南北断面で、造成計画は、切土を 30 c m ほど行ない東側はコンクリートブロック高さ 40 c m の計画です。

11 ページは西側造成地の 1 階、2 階平面図です。

12 ページは東西南北側から見た立面図です。

13 ページは東側造成地の 1 階、2 階平面図です。

14 ページは東西南北側から見た立面図です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この地区は私の担当ですので、私の方から説明させていただきます。譲り渡し人の〇〇さんは、相続をされています。だれもその農地を使わないと相談された所譲受人〇〇さんに話がいったということです。土地的には昔養鶏場があったということで、現在は分譲住宅が建ち残地が残っております。そこを今回分譲するということでございますけど、今後心配なのが文化財が出てこないか心配しておるところです。そういったことで三軒家が建つということで、人口が増えるということはいいいことだと思っております。
- 皆様の質問などございましたらお願いします。

- **議長** 特に質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 第 3 号議案 農地の買受適格証明願 整理番号 証明－ 1 について事務局説明をお願いします。

- **事務局長** 15 ページをお願いします。第 3 号議案 農地の買受適格証明願 整理番号 証明－1 を朗読。申請地につきましては、16 ページが位置図でございますが、図面中央の国道 3 8 5 号線の河原橋より田手川の北側を西に約 100m 程行った所で西光寺川の右岸でございます。17 ページは字図でございますが、図面中央の太線で囲ってある 3401 番地-1 が、申請地です。この農地は現在は耕作されておられないので荒廃化が進んでおり、周辺には影響がないとはいえない状況ではと思います。以上でございます。
- **議長** 今、説明ありましたが、担当委員の意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 先日本人と会って話を聞きましたが、是非購入したいとの気持ちが強いんですよ。ただ、距離的に遠いので不安になって聞いてみたが、そりゃ行くくさいと言われていました。意欲はとてもあるように感じました。よろしくお願いします。
- **議長** はい。地区の推進委員の〇〇さん何か聞いてらっしゃいますか。
- **〇〇推進委員** はい、現時点で私が話を聞いてた中で、譲渡人の〇〇さんが家庭の問題で、田んぼを作られんごとなつてこういう形になってるんですよ。そこで私が〇〇さんの所へ行つて例えば同じ地区の人に作ってもらうよう働きかけようとしたが、ここは弁護士さんが入っていて私も深く立ち入りできんようなどだったんですね。ですから手が出せんごとなつてあれてしまい今回に至つたということにございます。だから今回競売でどなたか落とされてきれいにしていただけたら地区としては助かります。譲受人〇〇さんはうちにも来られました。こうゆうことで入札に参加させていただきますと。以上です。
- **議長** はいわかりました。それでは〇〇さんを適格と認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **議長** 第 3 号議案 農地の買受適格証明願 整理番号 証明－2 について事務局説明をお願いします。
- **事務局長** 18 ページをお願いします。第 3 号議案 農地の買受適格証明願 整理番号 証明－2 を朗読。申請地につきましては、19 ページが位置図でございますが、図面中央の国道 3 8 5 号線の河原橋より田手川の北側を西に約 30m と 100m 程行った所でございます。20 ページと 21 ページは字図でございますが、図面中央の太線で囲ってある

3402 番地と 3401 番地-1 が、申請地です。この申請分も同じく現在は耕作されておられないので荒廃化が進んでおり、周辺には影響がないとはいえない状況ではと思います。以上でございます。

○ 議長 さきほどの案件の〇〇さんの案件の土地ともう一筆ある案件のようです。

この方も現実的に 2 町以上作られているので資格的には問題ないかと思います。ただ距離的にどうかなとは思いますが、10 km 程度の距離ですので通勤農業も可能と、ということですので、認めていきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 〇番〇〇委員 ちょっといいでしょうか。競売価格のことなんですが、町ではあつせん委員会で適正価格、おかしくない価格を立ち会って決めていきよるですけど、競売価格その適正と言ってる価格の半値以下ぐらいになっとるけんですよ、これを事務局が認めていいものなのかと思いますが。

○ 議長 これは裁判所で決定した。要するに貸し付けた金融機関がいくらで回収したいという方向で決まってしまうから、こちらがいくらでしてくださいという話にはならない。裁判所に押さえられる前にあつせんをお願いしますと言っとけば適正価格で話が進められたとばってんが。

○ 〇番（〇〇委員） わかりました。

○ 議長 他に意見はないですね（意見、質問なし）

○ 議長 それでは、裁決します。第 4 号議案 農地の買受適格証明願 整理番号 証明一・2 は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○ 議長 全員賛成ということで、第 4 号議案 農地の買受適格証明願 整理番号 証明一・1 は、原案のとおり決定しました。

○ 続きまして、第 4 号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。

○ 事務局長 22 ページをお願いします。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が21件で、再設定が20件で計の41件があがっております。田が109筆、畑2筆で田の面積が187,322㎡で、畑が664㎡となり、計の111筆、面積が187,986㎡です。

24ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

○ 議長 第5号議案 農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更申請に伴う農業委員会に意見聴取案件農振－1についての説明をお願い致します。

○ 事務局長 第5号議案 農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更申請に伴う農業委員会に意見聴取案件農振－1の説明を致します。

25ページをお願いします。こちらを説明したいと思います。農業振興地域整備計画（農用地利用計画）を朗読。

申請場所は、位置図が黒くて見にくいですが32ページに付いていますが、国道385号線の吉野ヶ里公園東口北側で、図面中央の申請地と白く表示しているところです。確約書が別添あります。

このあと農林課の方で、詳しい説明はして頂きます。

○ 農林課 （議案を朗読） 説明は以上です。

○ 議長 はい、農林課からの説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願い致します。

○ ○番（○○委員） パイプラインの件なんですけど、地区の方で管理を行っています。このパイプラインが北の水路から南の水路に配管が来ております。これが破損した場合、一応確約書をいただいておりますけど、これは今回の分だけですよね。

以前宅地にしてあると思うんですけど、その分の入り口にもパイプラインが入っていると思うんですよね。そのときの確約書はとってないんですかね。口約束だけとすることですかね。農林課の方で保管してありますか。この確約書は今回の分ですよ、前の分は破損してても知りませんよってことはないですよ。

一応口約束でてことで明記してありますが、正式な確約書はないんですよ。

○ **事務局** ○○委員さんが言われているのは、今回申請地の南の土地にも繋がっているからということですよ。

○ **○番（○○委員）** そうです。どうなっているんですかね。

○ **事務局** 確認させてください。

○ **○番（○○委員）** お願いします。それと同意書の件ですけど、○○さんの同意書は貰ってありますよね。東側の○○さんの同意書が無いみたいなんですけど何らかの説明はされていますかね。

○ **事務局** 本日担当の方が会計検査の関係で、出席できていないんですが、申請時窓口に来られていたときの聞取りでは、一回説明には行かれたということで、この件では良くも悪くも言われていないとのことだったんですが、以前の移転時の時にトラブルじゃないですけどいろいろあったみたいで、今回心情的な分で同意できないということだったそうなんです、ただ除外の件に関しては、できないということではなかったと言われてた記憶があります。窓口で代理申請に来られていた方に確認したところですね。説明はしている。だめと言われたわけではないが、今回承諾はとれなかった、その経緯というのが今までの経過が尾を引いているからと伺っています。先々○○委員さんが懸念されているトラブルとか問題とかは懸念されるところではあると思うので、法令上同意書がないと申請が受け付けられないかというところではないんですが、ただ今後いろんな状況をみるにあたって同意書があった方が問題トラブルには繋がらないかなというところはあると思うので、除外が済めば、次は転用の申請になりますので、地権者さんにも同意書の話をもう一回してもらって、同意できない場合も同意書が出せない理由が明確にわかるように、出させていただく方向でいきたいと思うんですが。

- ○番（○○委員） 後々問題が出てきたときに何で農業委員が承諾したととなる。説明があったということでね、申請人と隣接者は以前にいろいろあったかもしれないが、それはそっちの問題で。今回の場合はまた違うことですので、ちゃんと出してもらっとかんといかんちゃんかなかなと。
- 事務局 代理申請人に再度お願いをしたいと思います。
- 議長 再度同意をとってもらうことを努力してもらって、それでも同意がとれないのであれば、とれない理由をつけてもらうということでもいいでしょうか。
- ○番（○○委員） 今回はこれでいいと思うんですけどゆくゆくは年代が変わったときにどうなるかなと思うんですね。パイプラインの問題。
- 議長 今回は、先ほどの同意書の件をして貰うと問題ないと思います。申請があがってこないとどうしようもないですが、そういう形でいいですか（いいです）はい
- 議長 それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- （事務局長） 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約－1を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第1号報告の説明が終わりました。
- （事務局長） 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約－2を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第1号報告の説明が終わりました。
- （事務局長） 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約－3を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第1号報告の説明が終わりました。
- （事務局長） 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約－4を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- （事務局長） 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約－5を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第1号報告の説明が終わりました。

- **（事務局長）** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－6
を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- **議長** 第 1 号報告の説明が終わりました。
- **（事務局長）** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－7
を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- **議長** 第 1 号報告の説明が終わりました。
- **（事務局長）** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－8
を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- **議長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会午前 10 時 20 分